



長野県報

6月4日(木)
令和2年
(2020年)
第111号

目 次

告 示

| | |
|-------------------------------------|---|
| 地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者指定の取消し（2件）（税務課） | 1 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 1 |

公 告

| | |
|------------------------------|---|
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課） | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課） | 2 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札（産業技術課） | 2 |

告 示

長野県告示第267号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和2年6月4日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日 |
|----------|------------------|-----------|
| 株式会社 丈長屋 | 長野県飯田市大通1丁目33番地3 | 令和2年5月27日 |

税務課

長野県告示第268号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和2年6月4日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日 |
|-------------|-----------------|-----------|
| 松本シェル石油株式会社 | 長野県松本市城東1丁目1番7号 | 令和2年5月27日 |

税務課

長野県飯田建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年6月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年6月4日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

1(1) 路線名 下条米川飯田線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡下條村陽臥4479番の2地先から

下伊那郡下條村陽臥4463番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和2年6月4日

2(1) 路線名 下条米川飯田線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡下條村陽臥2495番の3地先から

下伊那郡下條村陽臥2494番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和2年6月4日

道路管理課